

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3303018	処分名	分担金の徴収			
区分	不利益処分・条例	処分権者	上下水道事業管理者			
担当部署	部 上下水道局	課	営業課			
根拠規定	鈴鹿市水道事業給水条例				第11条	
基準規定	①	鈴鹿市水道分担金の取扱基準			第4条, 第7条	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	令和5年8月31日
	非公開該当		未設定理由	法令等に判断基準が言い尽くされているため, 設定が不要		
	※ 基準規定(参考) 別紙『鈴鹿市水道事業給水条例』及び『鈴鹿市水道分担金の取扱基準』による。					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外		行政手続条例第13条第2項第4号に該当するため			
備考	処分ID1303018から移行					

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3303019	処分名	手数料の徴収			
区分	不利益処分・条例	処分権者	上下水道事業管理者			
担当部署	部 上下水道局	課	営業課			
根拠規定	鈴鹿市水道事業給水条例				第29条	
基準規定	①	鈴鹿市水道事業給水条例			第29条	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	無	当初設定日	令和5年8月31日	最終更新日	令和5年8月31日
	非公開該当		未設定理由	法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要		
	※ 基準規定(参考) 別紙『鈴鹿市水道事業給水条例』による。					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外		行政手続条例第13条第2項第4号に該当するため			
備考						